

京都市

地域コミュニティ活性化推進計画
(素案)

子どもやお年寄りの見守り,もしも災害が起こったら…
くらしの中の「不安」を「安心」に変える
人と人とのつながり。

それが「地域コミュニティ」です。

いろいろな考えや意見のちがいがあっても、
だれもが安心してくらすため、
地域にくらす人と人とのつながりが
大切であることは
わたしたちみんなの共通の思いでは
ないでしょうか。
このつながりをしっかりと支えていくため、
京都市は条例を定めました。



地域で活動する住民の組織

自分たちの地域は自分たちの手で。
自治会・町内会や,さまざまなボランティア団体,
事業者などが協力しあい,防災・防犯の取組をはじめ,
清掃活動や学区の運動会など,
それぞれの地域で多彩な催しが行われています。



※条例の全文についてはホームページをご覧ください。

京都市地域コミュニティ活性化推進条例

ホームページアドレス
<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000110747.html>



地域住民

地域活動に積極的に
参加しましょう。



事業者

地域の一員として,
さまざまな地域活動に協力しましょう。
また,従業員が,住んでいる地域の活動に
参加できる環境づくりをお願いします。



京都市

京都市は,だれもが安心してくらすことができるように
地域コミュニティの活性化に向けた施策を積極的に進めます。
地域住民や事業者の取組を積極的に支援していきます。

「今度建つマンションの住民さんにも
地域活動に参加してほしい。
でも,いつ,どうやって声をかけたら…」

この条例では,新たにマンションを建てようとするとき
などに,住宅事業者に,地域との連絡調整担当者を
決めていただくことなども定めています。



第1章 はじめに

1 計画策定の背景

人それぞれに、思いや考えにさまざまな違いはあっても、それぞれが暮らす地域において、安心して快適に過ごすために、人と人とのつながり、すなわち地域コミュニティが大切であるということは、わたしたち共通の思いではないでしょうか。

京都市では、地域コミュニティの活性化を推進することで、将来にわたって地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティの実現を目指し、「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」を制定しました。

条例には、次のような前文が付されています。

ここ京都では、長い歴史の中で培われた住民自治の伝統や支え合いの精神に基づき、自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体が中心となり、地域コミュニティが形成され、これらの団体の活動が京都の発展に大きく寄与してきた。

しかしながら、近年、居住形態や生活様式の変化に伴い、自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体に加入する住民の割合が低下し、及び地域活動に参加する地域住民が減少したことにより、地域住民相互のつながりが希薄になり、子育てや高齢者の生活の支援、災害時の被害の軽減その他の地域社会において生活するうえで重要な課題を解決するために必要な地域コミュニティの活力が低下することが危惧されている。

このような状況において、東日本大震災が発生し、地域コミュニティの重要性への認識がより深まる中、良好な地域コミュニティを維持し、及び形成していくためには、地域住民相互の交流を促進することにより地域住民が支え合う地域のつながりを強化するとともに、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的かつ活発な地域活動が行われる必要がある。

ここに、本市は、地域自治を担う住民組織、事業者等との連携の下に、地域住民が行う地域活動を支援し、地域コミュニティの活性化を推進することにより、将来にわたって、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティを実現することを決意し、この条例を制定する。

この計画は、条例に基づき、本市が地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進していくために策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、京都市基本計画「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」(平成22年12月策定)の分野別計画の一つとして、京都市地域コミュニティ活性化推進条例に基づき、地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

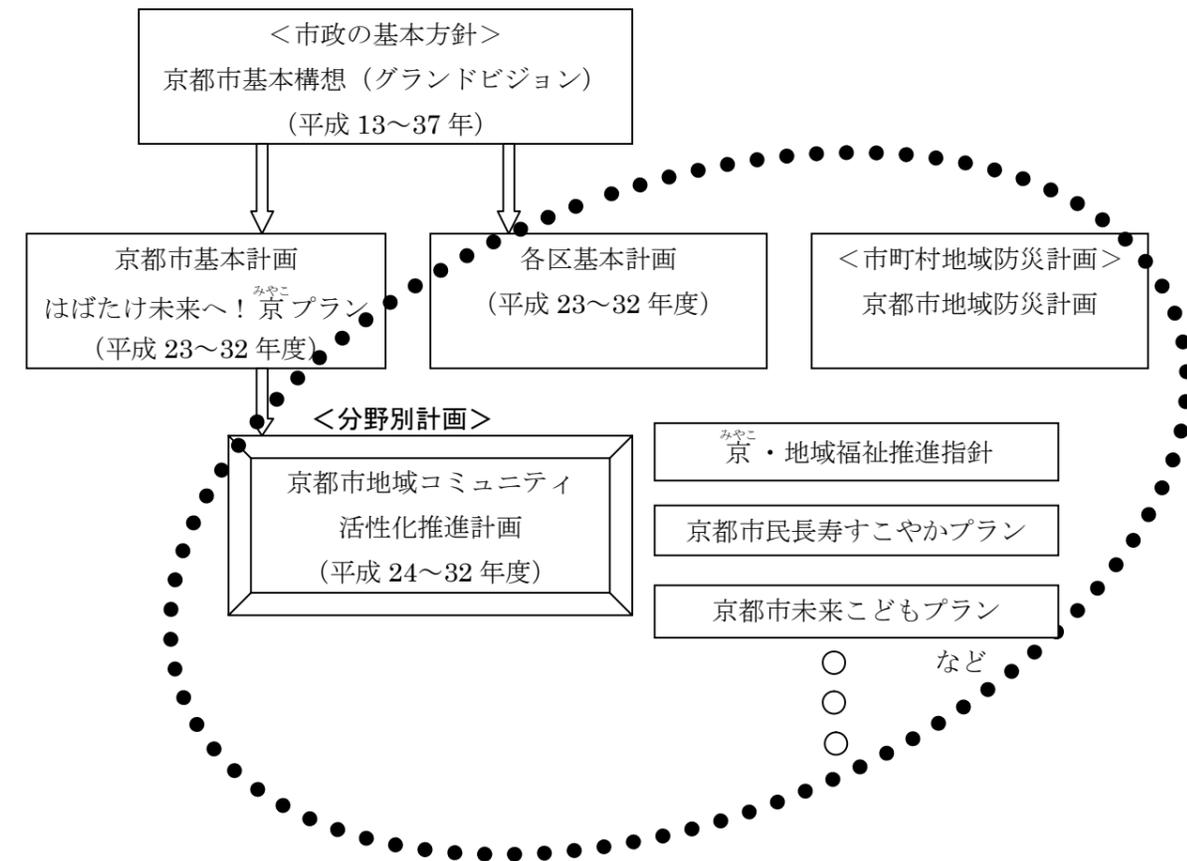
各区基本計画や、災害対策基本法に基づく「京都市地域防災計画」、更には「京^{みやこ}・地域福祉推進指針」、「京都市未来こどもプラン」等、地域コミュニティの活性化に関連する各分野別計画との整合を図りながら、地域コミュニティの活性化のための施策を効果的に推進していきます。

3 計画期間

京都市基本計画「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」の計画期間(平成23～32年度)に合わせ、平成24年度から32年度までを本計画の計画期間とします。

(*ただし、本計画は、3年間をめぐりに点検し、必要に応じ、追加・充実等を行っていくこととします。)

<計画の位置付け(イメージ)>



第2章 目指すべきコミュニティの在り方と基本となる考え方

生活のスタイルも変わり、ひとむかし前のような、お隣どうしでお醤油を貸し借りするといったご近所づきあいはなくなってきました。でも、ご近所の「つながり」は大切なもの。いま一度、最も大切な人と人とのつながり、コミュニティの在り方を考えていく必要があります。

ここでは、京都市基本計画「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」に掲げる、市民生活とコミュニティに関する「みんなで目指す10年後の姿」に基づき、目指すべきコミュニティの姿を明らかにします。

「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」に掲げる「みんなで目指す10年後の姿」

- 1 **だれもが気軽に参加できる場所があり、安心してくらすことができている**
だれもが気軽に参加できる居場所があり、それぞれがつながり、支え合うことで、安心してくらすことができている。
- 2 **地域の課題に主体的に取り組める多様なコミュニティができています**
地域のさまざまな課題に対して、住民が関心をもって参加し、自立して、関係機関と連携しながら主体的に取り組める多様なコミュニティができています。また、京都の特色である学校を中心としたコミュニティも活発な取組を行っている。
- 3 **自分たちの地域の課題を把握し、解決に取り組んでいる**
それぞれのコミュニティが、環境や子育て、青少年の育成など、自分たちの地域の課題を把握し、解決に向けて取り組んでいる。
- 4 **地域コミュニティと行政とのパートナーシップが深化している**
地域コミュニティが身近な課題の解決に向けて主体的に取り組んでおり、まちづくり支援のために整備された行政組織が支援するかたちで、地域コミュニティと行政とのパートナーシップが深化している。
- 5 **さまざまな分野の市民活動団体が地域コミュニティと連携して活動している**
NPOやボランティア組織などさまざまな分野ごとの市民活動団体と町内会・自治会等の地域コミュニティが、それぞれの活動のニーズに基づいて役割を補完し合いながら、連携して活動している。

<p>京^{みやこ}プラン実施計画に掲げる共汗指標 (目標値は平成27年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会等加入率 70% (平成22年度) ⇒77% (現況値の1割増) ・ NPO法人数 741件 (平成22年度) ⇒960件 (現況値の3割増)
--

*目標となる指標は、今後、適宜検討し、追加していきます。

目指すべきコミュニティの在り方と基本となる考え方

- **地域住民が主役のコミュニティ**
地域コミュニティの主役は、いうまでもなく地域住民です。地域主権の時代といわれるなか、ここ京都において、長年にわたり培われた住民自治の伝統が息づく自治会や町内会等、地域コミュニティを活性化し、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的かつ活発な地域活動が行われるよう、京都市は側面から支援していきます。
- **安心して快適にくらせるコミュニティ**
行政にできることには限界があります。万が一、災害が起こったときや、病気や加齢により周りの助けが必要になったとき、子どもたちの通学や遊びの安全を保つためには、やはり地域における支え合いが必要ではないでしょうか。皆が安心して快適にくらすことができるよう、ひととひと、ひとと地域の絆や信頼を強め、自治力を高めていくための支援を行っていきます。
☆ 万が一の災害に備えるコミュニティ
とりわけ大地震などの大規模な災害に備えるため、京都市地域防災計画等に基づき、地域における防災機能の強化にも取り組んでいきます。
- **自治・自立のコミュニティ**
自分たちのまちのことは、自分たちで決めていく。そんな自治・自立のコミュニティを目指し、京都市は、長年にわたって地域活動の中心的な役割を果たしてきた、概ね小学校区を単位とする学区自治連合会等を、地域自治を担う住民組織として尊重し、地域コミュニティの活性化の推進に共に取り組んでいきます。
- **さまざまな主体が連携し、活躍するコミュニティ**
地域において活発な地域活動が行われるよう、これまでから地域活動の中心的役割を果たしてきた学区自治連合会等を中心に、地域活動に関わるNPO等の市民活動団体や、大学、研究機関、京都市が相互に連携して、活動ができる仕組みづくりに取り組んでいきます。
- **未来の担い手を育てるコミュニティ**
将来にわたって安心して快適に暮らせる地域コミュニティの実現を目指し、地域コミュニティの未来の担い手を地域と共に育てていくため、コミュニティの活性化の取組を推進していくに当たっては、幼稚園、保育所、小学校、中学校等における学校教育と十分な連携を図っていきます。

第3章 推進施策

第2章に掲げる、目指すべき地域コミュニティの在り方に向けて、京都市は、地域活動への参加の促進、住民組織活性化の支援、地域におけるさまざまな居場所や活動の場づくり、連携の仕組みづくりの4つの視点から施策を推進していきます。

1 地域活動への参加の促進

より多くの地域住民が、それぞれのできる範囲で地域の活動に参加したくなるよう、京都市は、そのきっかけづくりに努めていきます。

[具体策]

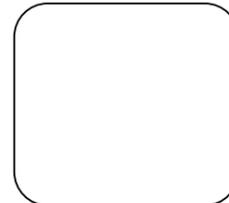
- 自治会・町内会等の情報発信の支援

地域の歴史や自慢、わかりやすい会計報告などを、より多くの地域住民に知ってもらえるよう、ニュースの発行やホームページの作成など、自治会・町内会等の情報発信を支援します。



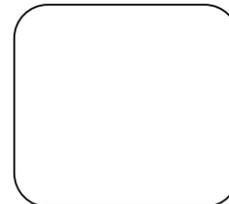
- 地域コミュニティの大切さを共有するためのリーフレットの作成・発行

新たに転入してこられた方などが、地域活動に参加・協力するきっかけとなるよう、地域コミュニティの大切さを語りかけるリーフレットを作成して、区役所・支所の窓口などで配布します。



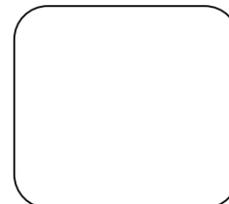
- 地域コミュニティの活性化に有効な先事例を共有するためのシンポジウムの開催

地域コミュニティの活性化に結びついた取組事例などを、広く共有し、今後の取組に活かしていただけるよう、成功事例などを紹介するシンポジウムを開催します。



- 自治会・町内会等に関する情報をNPO法人に関する情報とともに一元的に発信するポータルサイトの構築・運用

自治会・町内会等の活動状況などの情報についてデータベースを作成し、NPOに関する情報とともに、どなたでもご覧いただけるようにします。



など

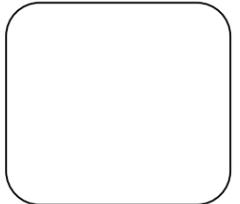
2 住民組織活性化の支援

自治会・町内会等の住民組織の活動が活性化するよう支援していきます。

[具体策]

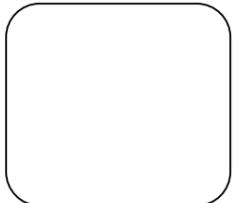
- 地域コミュニティサポートセンターの設置

市民活動総合センターや景観・まちづくりセンター、まちづくりアドバイザー等が連携した、地域コミュニティに関するさまざまな相談に応じ、必要な助言等を行う総合的な相談窓口「地域コミュニティサポートセンター」を設置します。



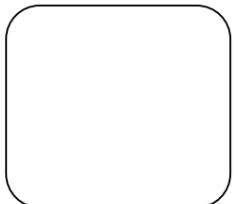
- 地域コミュニティ活性化支援助成制度の創設

地域コミュニティの活性化に向けた自治会・町内会等の自主的な取組に対し、必要な経費の一部を助成する制度を創設します。



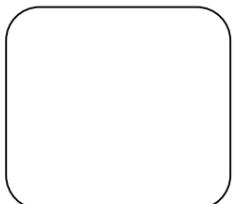
- まちづくりに関する専門家の派遣

自治会・町内会等による、まちづくりの取組に対し、必要に応じ、その活動に対する助言等の支援を行う、まちづくりの専門家「まちづくりアドバイザー」を派遣します。



- 地域活動団体や市民活動団体の担い手の育成

地域活動団体や市民活動団体の若手等の人材を育成するための講座を実施するなど、地域活動団体や市民活動団体の担い手の育成を支援します。



など

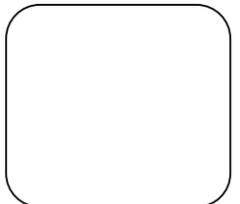
3 地域におけるさまざまな居場所や活動の場づくり

自治会・町内会をはじめ、地域で活動するさまざまな団体が利用できる活動拠点の確保に努めていきます。

[具体策]

- 市民活動総合センター、いきいき市民活動センターの利用促進

身近な活動拠点として、だれでもが気軽に利用いただける市民活動総合センター、いきいき市民活動センターの利用促進に努めます。



・ **既存の市有施設を活用した活動の場づくり**

小学校の余裕教室など、市が所有する施設を有効に活用し、地域における活動の場として利用できるよう検討していきます。

・ **民間施設の活動の場としての提供の呼び掛け**

商店街の空き店舗や事業所の空きスペースなど、民間で所有している施設のうち、自治会・町内会等の活動の場として提供できるものがないか、所有者への呼び掛けを行います。また、既に地域活動の場として提供していただいている施設等の情報を収集し、発信していきます。

・ **集会所の新築、修繕等の支援**

自治会・町内会等が行う集会所の新築、修繕等に要する経費の一部を補助します。

など

4 連携の仕組みづくり

地域コミュニティの活性化を促進するため、自治会・町内会等の活動と、NPO等の市民活動団体、大学等との連携を支援していきます。

[具体策]

・ **市民活動総合センターによる自治会・町内会等とNPO法人等のマッチングの支援**

NPO・ボランティア団体をはじめ市民活動団体の運営や活動を支援している市民活動総合センターにおいて、自治会・町内会等が行う地域活動と、NPO法人等が行う活動が相乗効果をもたらすよう、必要に応じ、両者のマッチングを支援していきます。

・ **学まちコラボ事業の推進**

大学にとっては実践的な教育・研究による人材育成を図ること、また、地域にとっては大学の知や学生の活力によって地域の課題解決や活性化を図ることを目的として、大学と地域が連携して行う取組に助成金を交付して支援する「学まちコラボ事業（大学地域連携モデル創造支援事業）」を推進していきます。

・ **輝く学生応援プロジェクトの推進**

学生と地域との交流を図るため、地域の行事と学生のサークルとをコーディネートする「むすぶネット」などのプログラムを実施する「輝く学生応援プロジェクト」を推進していきます。

・ **地域コミュニティの活性化に功績があった事業者への顕彰制度の創設**

お店や事業所の一部を地域活動のために開放する、共同住宅にお住まいの方と周辺にお住まいの方の交流に積極的に協力するなど、地域コミュニティの活性化に貢献していただいた事業者を顕彰します。

・ **住宅関連事業者の地域コミュニティ活性化への協力の更なる促進**

共同住宅を新築する際に届出をお願いする、地域との連絡調整担当者の選任について、一度に複数の戸建て住宅を供給する際への拡充や、既存のマンション等への準用などについて検討していきます。

・ **自治会・町内会等に関する情報をNPO法人に関する情報とともに一元的に発信するポータルサイトの構築・運用[再掲]**

市内で活動するNPO法人の活動内容などの情報を網羅し、自治会・町内会に関する情報とともに発信するポータルサイトを構築・運用します。

・ **学校教育と連携したコミュニティ活性化策の推進**

まんが版のリーフレット等を活用し、地域コミュニティの大切さについて、幼稚園、保育所、小学校、中学校等と連携し、子どもたちやその保護者、学校等の運営を支える地域の方々に伝えていくなど、地域コミュニティ活性化策の推進に当たり、学校等との連携を密にしていきます。

・ **行政内の更なる連携**

地域コミュニティ活性化策の推進にあたって、行政の縦割りをなくし効果的な施策を進められるよう、庁内連絡会議を設置するなど、行政内の更なる連携を図ります。

など

第4章 関連施策

第3章に掲げる推進施策のほか、地域コミュニティの活性化に関連する施策についても、本計画との整合を図りながら推進していきます。

<施策一覧>

- ・
- ・
- ・

第5章 計画の推進体制

この計画を推進するに当たっては、京都市地域コミュニティ活性化推進条例に基づき、京都市地域コミュニティ活性化推進審議会を設置し、年度ごとの実施計画、進捗状況について点検を行い、審議会の意見をもとに改善を図りながら、計画を推進していきます。

また、本計画は、3年間を目処に、同審議会において点検し、必要な見直し、拡充を行っていくこととします。